

平成30年第10回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成30年10月31日

開会

- 日程第1 平成30年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第11号 瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する  
告示について
- 日程第4 報告第12号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する  
告示について
- 日程第5 議案第34号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について
- 日程第6 議案第35号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について
- 日程第7 教育長の報告
- 日程第8 そ の 他 教育次長  
教育総務課長  
学校教育課長  
幼児支援課長  
生涯学習課長  
次回教育委員会会議の開催について  
平成30年11月29日（木）午後2時00分から

閉会

瑞穂市教育委員会告示第16号

瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年10月4日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

報告第11号

瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示について  
瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

平成30年10月31日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業を実施する施設の追加及び、ショートステイ事業の利用要件のうち、恒常的残業と配偶者暴力を削除するため改正を行うもの。

瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱（平成22年瑞穂市教育委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「母子が夫の暴力により緊急」を「、又は」に改める。

第4条を次のように改める。

（実施施設）

第4条 この事業を実施する施設は、児童養護施設、乳児院、その他適切に児童を養育等することができると思われる市長が認めた施設（以下これらを「実施施設」という。）とする。

第5条中「児童養護施設等」を「実施施設」に改め、同条第1号中「、恒常的残業」、「の社会的理由又は母子が夫の暴力」及び「緊急」を削り、「一時的に」の次に「養育又は」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

| 事業                              | 区分  |             | 利用料（1人1日当たり） |             |        |
|---------------------------------|---|-------------|--------------|-------------|--------|
|                                 |   |             | 経費           | 公費負担分       | 自己負担分  |
| シ<br>ョ<br>ー<br>ト<br>ス<br>テ<br>イ | 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯（以下「母子家庭」という。）及び配偶者のない男子で現に児童を扶養し | 2歳未満児・慢性疾患児 | 円<br>10,700  | 円<br>10,700 | 円<br>0 |
|                                 |   | 2歳以上児       | 円<br>5,500   | 円<br>5,500  |        |

|   |   |                    |            |       |       |     |
|---|---|--------------------|------------|-------|-------|-----|
|   | <p>ているものの世帯<br/>（以下「父子家庭」という。）で、当該年度（4月から6月までの間については、前年度。以下同じ。）分の市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。）</p> |                    |            |       |       |     |
|   | <p>2 当該年度分の市町村民税非課税世帯<br/>（父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。ただし、前項に該当する世帯を除く。）</p>                       | <p>2歳未満児・慢性疾患児</p> | 10,700     | 9,600 | 1,100 |     |
|   |   | <p>2歳以上児</p>       | 5,500      | 4,500 | 1,000 |     |
|   | <p>3 その他の世帯</p>   | <p>2歳未満児</p>       | 10,700     | 5,350 | 5,350 |     |
|   |   | <p>2歳以上児</p>       | 5,500      | 2,750 | 2,750 |     |
| ト<br>ワ<br>イ<br>ラ<br>イ<br>ト<br>ス<br>テ<br>イ | <p>1 生活保護法による被保護世帯（母子家庭及び父子家庭）で、当該年度分の市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。）</p>                            | <p>夜間養護事業</p>      | <p>基本分</p> | 1,500 | 1,500 | 0   |
|   |   |                    | <p>宿泊分</p> | 1,500 | 1,500 | 0   |
|   |   | <p>休日預かり事業</p>     |            | 2,700 | 2,700 | 0   |
|   | <p>2 当該年度分の市町村民税非課税世帯</p>   | <p>夜間</p>          | <p>基本分</p> | 1,500 | 1,200 | 300 |
|   |   |                    | <p>宿泊分</p> | 1,500 | 1,200 | 300 |

|   |   |         |       |       |       |     |
|---|---|---------|-------|-------|-------|-----|
|   | (父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。ただし、前項に該当する世帯を除く。) | 養護事業    |       |       |       |     |
|   |   | 休日預かり事業 | 2,700 | 2,350 | 350   |     |
| 3 | その他の世帯                                  | 夜間養護事業  | 基本分   | 1,500 | 750   | 750 |
|   |   |         | 宿泊分   | 1,500 | 750   | 750 |
|   |   | 休日預かり事業 | 2,700 | 1,350 | 1,350 |     |

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱（平成22年瑞穂市教育委員会告示第23号）新旧対照表

| 改正後（案）  | 現行  |
|---|---|
| <p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や仕事の事由等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、又は_____一時的に保護を必要とする場合等に、児童を児童養護施設等において一定期間養育し、又は保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（実施施設）</p> <p>第4条 <u>この事業を実施する施設は、児童養護施設、乳児院、その他適切に児童を養育等することができる</u>とあらかじめ市長が認めた施設（以下これらを「実施施設」という）とする。</p> <p>（利用の要件）</p> <p>第5条 この事業の利用の要件は、児童の保護者が次に掲げる理由によりその家庭において養育又は保護が困難なため、<u>実施施設</u> _____に一時的に養育又は保護させる必要があると教育委員会が認めた場合とする。</p> <p>(1) ショートステイ 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張_____、学校等への公的事业への参加等_____により _____一時的に養育又は保護を必</p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や仕事の事由等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合<u>及び母子が夫の暴力により緊急</u>一時的に保護を必要とする場合等に、児童を児童養護施設等において一定期間養育し、又は保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（実施施設）</p> <p>第4条 <u>この事業の実施施設は、児童養護施設誠心寮、日本児童育成園及び乳児院乳幼児ホーム</u>ありあとする。</p> <p>（利用の要件）</p> <p>第5条 この事業の利用の要件は、児童の保護者が次に掲げる理由によりその家庭において養育又は保護が困難なため、<u>児童養護施設等</u> _____に一時的に養育又は保護させる必要があると教育委員会が認めた場合とする。</p> <p>(1) ショートステイ 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、<u>恒常的残業</u>、学校等への公的事业への参加等<u>の社会的理由又は母子が夫の暴力により緊急</u>一時的に _____保護を必</p> |

要とする場合

(2) 略

別表（第12条関係）

子育て短期支援事業支弁基準額表

| 事業                              | 区分   |             | 利用料（1人1日当たり） |        |       |
|---------------------------------|--|-------------|--------------|--------|-------|
|                                 |  |             | 経費           | 公費負担分  | 自己負担分 |
| シ<br>ョ<br>ー<br>ト<br>ス<br>テ<br>イ | 1 生活保護法  |             | 円            | 円      | 円     |
|                                 | (昭和25年法律第144号)による被保護世帯   | 2歳未満児・慢性疾患児 | 10,700       | 10,700 | 0     |
|                                 |  | 2歳以上児       | 5,500        | 5,500  | 0     |
|                                 | 並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯（以下「母子世帯」という。）及び配偶者のない男子で現に児 |             |              |        |       |

要とする場合

(2) 略

別表（第12条関係）

子育て短期支援事業支弁基準額表

| 事業                              | 区分     |   | 利用料（1人1日当たり） |        |       |
|---------------------------------|--------|---|--------------|--------|-------|
|                                 |        |   | 経費           | 公費負担分  | 自己負担分 |
| シ<br>ョ<br>ー<br>ト<br>ス<br>テ<br>イ | 生活保護世帯 |   | 円            | 円      | 円     |
|                                 |        | 2歳未満児・慢性疾患児   | 10,700       | 10,700 | 0     |
|                                 |        | （母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯 | 5,500        | 5,500  | 0     |
|                                 |        | 緊急一時保護の母親   | 1,500        | 1,500  | 0     |

|  |   |             |        |       |        |   |             |        |       |       |
|--|---|-------------|--------|-------|--------|---|-------------|--------|-------|-------|
| 童を扶養しているものの世帯<br>(以下「父子家庭」という。)<br>で、当該年度(4月から6月までの間)については、前年度。(以下同じ。)分の市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。) |   |             |        |       |        |   |             |        |       |       |
|  | 2 当該年度分の市町村民税非課税世帯(父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。ただし、前項に該当する世帯を除く。) | 2歳未満児・慢性疾患児 | 10,700 | 9,600 | 1,100  | 市町村民税非課税世帯(父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。ただし、生活保護世帯として取り扱われる世帯を除く。) | 2歳未満児・慢性疾患児 | 10,700 | 9,600 | 1,100 |
|  |   | 2歳以上児       | 5,500  | 4,500 | 1,000  |   | 2歳以上児       | 5,500  | 4,500 | 1,000 |
|  |   |             |        |       |        |   | 緊急一時保護の母    | 1,500  | 1,200 | 300   |
| 3 その他の世帯   | 2歳未満児   | 10,700      | 5,350  | 5,350 | その他の世帯 | 2歳未満児   | 10,700      | 5,350  | 5,350 |       |
|  | 2歳以上児   | 5,500       | 2,750  | 2,750 |        | 2歳以上児   | 5,500       | 2,750  | 2,750 |       |
|  |   |             |        |       |        | 緊急一時保護の   | 1,500       | 750    | 750   |       |

|   |   |   |            |            |                |                |            |
|---|---|---|------------|------------|----------------|----------------|------------|
| ト<br>ワ<br>イ<br>ラ<br>イ<br>ト<br>ス<br>テ<br>イ | 1 | 生活保護法<br>による被保護世<br>帯（母子家庭<br>及び父<br>子家庭）で当該<br>年度分の市<br>町村住民税非課税<br>世帯に該当する<br>場合を含む。）   | 夜間養<br>護事業 | 基本分<br>宿泊分 | 1,500<br>1,500 | 1,500<br>1,500 | 0<br>0     |
|   |   |   | 休日預かり事業    |            | 2,700          | 2,700          | 0          |
|   | 2 | 当該年度分<br>の市町村住民税非<br>課税世帯（父子<br>家庭、母子家庭<br>及び養育者家庭<br>を含む。ただし、<br>前項に該当する<br>世帯を除く。）  | 夜間養<br>護事業 | 基本分<br>宿泊分 | 1,500<br>1,500 | 1,200<br>1,200 | 300<br>300 |
|   |   |   | 休日預かり事業    |            | 2,700          | 2,350          | 350        |
| ト<br>ワ<br>イ<br>ラ<br>イ<br>ト<br>ス<br>テ<br>イ |   |   |            |            |                |                | 母親         |
|   | 1 | 生活保護世帯<br>（母子及び父<br>子並びに寡婦福<br>祉法に規定する<br>配偶者のない女<br>子で現に児童を<br>扶養しているも<br>の世帯及びこ<br>れに準ずる父子<br>家庭の世帯で市<br>町村住民税非課税<br>世帯に該当する<br>場合を含む。） | 夜間養<br>護事業 | 基本分<br>宿泊分 | 1,500<br>1,500 | 1,500<br>1,500 | 0<br>0     |
|   | 2 | 市町村住民税非課<br>税世帯（父子家<br>庭、母子家庭及<br>び養育者家庭を<br>含む。ただし、<br>生活保護世帯と<br>して取り扱われ<br>る世帯を除く。）  | 夜間養<br>護事業 | 基本分<br>宿泊分 | 1,500<br>1,500 | 1,200<br>1,200 | 300<br>300 |
|   |   |   | 休日預かり事業    |            | 2,700          | 2,350          | 350        |

|   |        |        |         |       |       |       |        |        |         |       |       |       |
|---|--------|--------|---------|-------|-------|-------|--------|--------|---------|-------|-------|-------|
| 3 | その他の世帯 | 夜間養護事業 | 基本分     | 1,500 | 750   | 750   | その他の世帯 | 夜間養護事業 | 基本分     | 1,500 | 750   | 750   |
|   |        |        | 宿泊分     | 1,500 | 750   | 750   |        |        | 宿泊分     | 1,500 | 750   | 750   |
|   |        |        | 休日預かり事業 | 2,700 | 1,350 | 1,350 |        |        | 休日預かり事業 | 2,700 | 1,350 | 1,350 |

瑞穂市教育委員会告示第16号

瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年10月4日

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明



瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱（平成22年瑞穂市教育委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「母子が夫の暴力により緊急」を「、又は」に改める。

第4条を次のように改める。

（実施施設）

第4条 この事業を実施する施設は、児童養護施設、乳児院、その他適切に児童を養育等することができると思われる市長が認めた施設（以下これらを「実施施設」という。）とする。

第5条中「児童養護施設等」を「実施施設」に改め、同条第1号中「、恒常的残業」、「の社会的理由又は母子が夫の暴力」及び「緊急」を削り、「一時的に」の次に「養育又は」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

| 事業                              | 区分   |             | 利用料（1人1日当たり） |             |        |
|---------------------------------|--|-------------|--------------|-------------|--------|
|                                 |  |             | 経費           | 公費負担分       | 自己負担分  |
| シ<br>ョ<br>ー<br>ト<br>ス<br>テ<br>イ | 1 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯(以下「母子家庭」という。)及び配偶者のない男子で現に児 | 2歳未満児・慢性疾患児 | 円<br>10,700  | 円<br>10,700 | 円<br>0 |
|                                 |  | 2歳以上児       | 5,500        | 5,500       |        |

|          |  |             |        |       |       |
|----------|--|-------------|--------|-------|-------|
|          | 童を扶養しているものの世帯（以下「父子家庭」という。）で、当該年度（4月から6月までの間については、前年度。以下同じ。）分の市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。） |             |        |       |       |
|          | 2 当該年度分の市町村民税非課税世帯（父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。ただし、前項に該当する世帯を除く。）                            | 2歳未満児・慢性疾患児 | 10,700 | 9,600 | 1,100 |
|          |  | 2歳以上児       | 5,500  | 4,500 | 1,000 |
|          | 3 その他の世帯   | 2歳未満児       | 10,700 | 5,350 | 5,350 |
|          |  | 2歳以上児       | 5,500  | 2,750 | 2,750 |
| トワイライツステ | 1 生活保護法による被保護世帯（母子家庭及び父子家庭）で、当該年度分の市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。）                            | 夜間養護事業      |        |       |       |
|          |  | 基本分         | 1,500  | 1,500 | 0     |
|          |  | 宿泊分         | 1,500  | 1,500 | 0     |
|          |  | 休日預かり事業     | 2,700  | 2,700 | 0     |

|   |   |         |       |       |       |     |
|---|---|---------|-------|-------|-------|-----|
| イ | 2 当該年度分の市町村民税非課税世帯（父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。ただし、前項に該当する世帯を除く。） | 夜間養護事業  | 基本分   | 1,500 | 1,200 | 300 |
|   |   |         | 宿泊分   | 1,500 | 1,200 | 300 |
|   |   | 休日預かり事業 | 2,700 | 2,350 | 350   |     |
|   | 3 その他の世帯  | 夜間養護事業  | 基本分   | 1,500 | 750   | 750 |
|   |   |         | 宿泊分   | 1,500 | 750   | 750 |
|   |   | 休日預かり事業 | 2,700 | 1,350 | 1,350 |     |

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

報告第12号

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について  
瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育会に報告する。

平成30年10月31日

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

私立保育所等が実施する療育支援体制強化事業及び業務効率化推進事業（ICT化推進事業）について、市の補助事業に追加したため改正を行うもの。

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「幼保連携型認定こども園」を「認定こども園」に改める。

別表利用者支援事業補助金の項中「行う」を「実施する」に改め、同表延長保育対策費補助金の項中「11時間30分以上の保育」を「延長保育事業」に改め、同表一時預かり事業費補助金の項補助要件の欄中「一時預かり」の次に「事業」を加え、「市内所在の」を削り、同表地域子育て支援センター事業費補助金の項中「行う」を「実施する」に改め、同表に次のように加える。

|                   |  |   |       |
|-------------------|--|---|-------|
| 療育支援体制強化事業費補助金    | 療育支援補助者を配置する認定こども園及び保育所  | 岐阜県療育支援体制強化事業費補助金交付要綱別表に定める基準額の範囲内  | 年2回   |
| 保育所等業務効率化推進事業費補助金 | 保育士の業務負担を軽減するため、①保育に関する計画・記録に関する機能、②園児の登園及び降園の管理に関する機能及び③保護者との連絡に関する機能を有するシステムを導入する市内所在の保育所等 | 保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）及び保育所等事故防止推進事業分）交付要綱別表に掲げる基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方 | 事業完了後 |

|  |                 |  |
|--|-----------------|--|
|  | の額の4分の3の範<br>囲内 |  |
|--|-----------------|--|

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）新旧対照表

| 改正後（案）   |   |   |        | 現行     |      |      |        |               |   |   |     |   |  |  |  |        |      |      |        |               |   |   |     |
|--|---|---|--------|--------|------|------|--------|---------------|---|---|-----|---|--|--|--|--------|------|------|--------|---------------|---|---|-----|
| <p>（補助対象者）</p> <p>第2条 この補助金の交付対象者は、次に掲げる私立保育所等を運営する者又は設置を予定している者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により認定を受けた保育所又は認可を受けた<u>                    認定こども園</u></p> <p>(3) 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金の種類</th> <th>補助要件</th> <th>算定基準</th> <th>補助金の請求</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低年齢児保育促進事業補助金</td> <td>低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入</td> <td>岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）別表3項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内</td> <td>年2回</td> </tr> </tbody> </table> |   |   |        | 補助金の種類 | 補助要件 | 算定基準 | 補助金の請求 | 低年齢児保育促進事業補助金 | 低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）別表3項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内 | 年2回 | <p>（補助対象者）</p> <p>第2条 この補助金の交付対象者は、次に掲げる私立保育所等を運営する者又は設置を予定している者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により認定を受けた保育所又は認可を受けた<u>幼保連携型認定こども園</u></p> <p>(3) 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金の種類</th> <th>補助要件</th> <th>算定基準</th> <th>補助金の請求</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低年齢児保育促進事業補助金</td> <td>低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入</td> <td>岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）別表3項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内</td> <td>年2回</td> </tr> </tbody> </table> |  |  |  | 補助金の種類 | 補助要件 | 算定基準 | 補助金の請求 | 低年齢児保育促進事業補助金 | 低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）別表3項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内 | 年2回 |
| 補助金の種類   | 補助要件  | 算定基準  | 補助金の請求 |        |      |      |        |               |   |   |     |   |  |  |  |        |      |      |        |               |   |   |     |
| 低年齢児保育促進事業補助金  | 低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）別表3項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内 | 年2回    |        |      |      |        |               |   |   |     |   |  |  |  |        |      |      |        |               |   |   |     |
| 補助金の種類   | 補助要件  | 算定基準  | 補助金の請求 |        |      |      |        |               |   |   |     |   |  |  |  |        |      |      |        |               |   |   |     |
| 低年齢児保育促進事業補助金  | 低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）別表3項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内 | 年2回    |        |      |      |        |               |   |   |     |   |  |  |  |        |      |      |        |               |   |   |     |

|                           |   |   |        |                           |                                       |   |        |
|---------------------------|---|---|--------|---------------------------|---------------------------------------|---|--------|
|                           | 所した市内所在の<br>保育所等                        |   |        |                           | 所した市内所在の<br>保育所等                      |   |        |
| 利用者支援事業<br>補助金            | 利用者支援事業を<br>実施する市内所在<br>の保育所等           | 県補助金交付要綱<br>別表31項の知事が<br>別に定めるところ<br>により算定した額<br>の範囲内 | 年2回    | 利用者支援事業<br>補助金            | 利用者支援事業を<br>行う市内所在の保<br>育所等           | 県補助金交付要綱<br>別表31項の知事が<br>別に定めるところ<br>により算定した額<br>の範囲内 | 年2回    |
| 延長保育対策費<br>補助金            | 延長保育事業____<br>____を実施する市内<br>所在の保育所等    | 県補助金交付要綱<br>別表31項の知事が<br>別に定めるところ<br>により算定した額<br>の範囲内 | 年2回    | 延長保育対策費<br>補助金            | 11時間30分以上の<br>保育を実施する市<br>内所在の保育所等    | 県補助金交付要綱<br>別表31項の知事が<br>別に定めるところ<br>により算定した額<br>の範囲内 | 年2回    |
| 一時預かり事業<br>費補助金           | 一時預かり事業を<br>実施している____<br>____保育所等      | 県補助金交付要綱<br>別表31項の知事が<br>別に定めるところ<br>により算定した額<br>の範囲内 | 年2回    | 一時預かり事業<br>費補助金           | 一時預かりを実施<br>している市内所在<br>の保育所等         | 県補助金交付要綱<br>別表31項の知事が<br>別に定めるところ<br>により算定した額<br>の範囲内 | 年2回    |
| 地域子育て支援<br>センター事業費<br>補助金 | 地域子育て支援セ<br>ンター事業を実施<br>する市内所在の保<br>育所等 | 県補助金交付要綱<br>別表31項の知事が<br>別に定めるところ<br>により算定した額<br>の範囲内 | 年2回    | 地域子育て支援<br>センター事業費<br>補助金 | 地域子育て支援セ<br>ンター事業を行う<br>市内所在の保育所<br>等 | 県補助金交付要綱<br>別表31項の知事が<br>別に定めるところ<br>により算定した額<br>の範囲内 | 年2回    |
| 運営費補助金                    | 市内所在の保育所                                | 市長が別に定める  | 事業等を実施 | 運営費補助金                    | 市内所在の保育所                              | 市長が別に定める  | 事業等を実施 |

|                   | 等で保育事業を実施するために必要な運営費用  | ところにより算定した額の範囲内  | した月の翌月10日までに実施相当分を超えない額 |  | 等で保育事業を実施するために必要な運営費用 | ところにより算定した額の範囲内 | した月の翌月10日までに実施相当分を超えない額 |
|-------------------|--|--|-------------------------|--|-----------------------|-----------------|-------------------------|
| 療育支援体制強化事業費補助金    | 療育支援補助者を配置する認定こども園及び保育所  | 岐阜県療育支援体制強化事業費補助金交付要綱別表に定める基準額の範囲内   | 年2回                     |  |                       |                 |                         |
| 保育所等業務効率化推進事業費補助金 | 保育士の業務負担を軽減するため、①保育に関する計画・記録に関する機能、②園児の登園及び降園の管理に関する機能及び③保護者との連絡に関する機能を有するシステムを導入する市内所在の保育所等 | 保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進事業)及び保育所等事故防止推進事業分)交付要綱別表に掲げる基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費か | 事業完了後                   |  |                       |                 |                         |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | ら寄附金その他の<br>収入額を控除した<br>額とを比較して少<br>ない方の額の4分の<br>3の範囲内 |  |
|--|--|--|

瑞穂市告示第218号

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年10月18日

瑞穂市長 棚橋 敏 明



瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「幼保連携型認定こども園」を「認定こども園」に改める。

別表利用者支援事業補助金の項中「行う」を「実施する」に改め、同表延長保育対策費補助金の項中「11時間30分以上の保育」を「延長保育事業」に改め、同表一時預かり事業費補助金の項補助要件の欄中「一時預かり」の次に「事業」を加え、「市内所在の」を削り、同表地域子育て支援センター事業費補助金の項中「行う」を「実施する」に改め、同表に次のように加える。

|                   |  |   |       |
|-------------------|--|---|-------|
| 療育支援体制強化事業費補助金    | 療育支援補助者を配置する認定こども園及び保育所  | 岐阜県療育支援体制強化事業費補助金交付要綱別表に定める基準額の範囲内  | 年2回   |
| 保育所等業務効率化推進事業費補助金 | 保育士の業務負担を軽減するため、①保育に関する計画・記録に関する機能、②園児の登園及び降園の管理に関する機能及び③保護者との連絡に関する機能を有するシステムを導入する市内所在の保育所等 | 保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）及び保育所等事故防止推進事業分）交付要綱別表に掲げる基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方 | 事業完了後 |

|  |  |                 |  |
|--|--|-----------------|--|
|  |  | の額の4分の3の範<br>囲内 |  |
|--|--|-----------------|--|

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

## 議案第 34 号

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 10 月 31 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

## 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員

|    | 氏名    | 所属                   | 年数 | 任期                 | 備考 |
|----|-------|----------------------|----|--------------------|----|
| 1  | 藤田 佳正 | 瑞穂市PTA連合会            | 1  | H30.11.1～H33.10.31 |    |
| 2  | 大野 雅義 | 南小学校                 | 1  | H30.11.1～H33.10.31 |    |
| 3  | 吉田志保子 | 中保育・教育センター           | 2  | H30.11.1～H33.10.31 |    |
| 4  | 馬淵 俊紀 | 社会教育委員の会             | 4  | H30.11.1～H33.10.31 |    |
| 5  | 細野あかり | 保育所保護者会              | 1  | H30.11.1～H33.10.31 |    |
| 6  | 南 みずほ | 南小学校                 | 1  | H30.11.1～H33.10.31 |    |
| 7  | 高田 敏朗 | 瑞穂市図書館               | 2  | H30.11.1～H33.10.31 |    |
| 8  | 宇野 睦子 | 瑞穂市読書サークル協議会         | 2  | H30.11.1～H33.10.31 |    |
| 9  | 高橋 由夏 | 子どもの本を読む会<br>(かんがるう) | 6  | H30.11.1～H33.10.31 |    |
| 10 | 山川 里美 | 福祉部 健康推進課            | 2  | H30.11.1～H33.10.31 |    |
| 11 | 藤本 桂子 | 本田小読み聞かせボランティア       | 6  | H30.11.1～H33.10.31 |    |
| 12 | 瀬上 涼  | NPO法人キッズスクエア         | 6  | H30.11.1～H33.10.31 |    |

## 議案第 35 号

### 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

瑞穂市社会教育推進員に下記の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

#### 記

- 1 氏 名 高橋 明紀
- 2 所 属 瑞穂市社会教育推進員
- 3 任 期 平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで  
平成 30 年 10 月 31 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

#### 提案理由

瑞穂市社会教育推進員設置要綱（平成 15 年瑞穂市教育委員会告示第 3 号）第 4 条の規定により、瑞穂市社会教育推進員が欠けたため新たに委嘱するもの。

# 瑞穂市社会教育推進員

|     | 校区 | 自治会名   | 氏名    | 住所 | 就任・任命年月日          | 備考 |
|-----|----|--------|-------|----|-------------------|----|
| 111 | 穂積 | 県警アパート | 高橋 明紀 |    | H30.10.1～H31.3.31 |    |